



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成26年4月30日水曜日 第2566号

## ◇ 目 次 ◇

特別保護地区の指定案の縦覧(2件).....	(自然保護課) ...	348
特別保護地区の指定に関する公聴会の開催(2件).....	( " ) ...	349
救急病院の協力申出.....	(医療対策課) ...	349
大規模小売店舗の廃止の届出.....	(経営支援課) ...	349
松山港湾計画の変更の概要.....	(港湾海岸課) ...	349
東予港湾計画の変更の概要.....	( " ) ...	350
土地改良区役員の就退任の届出(6件).....	(中予地方局農村整備第一課) ...	351
土地改良区役員の氏名の変更の届出.....	( " ) ...	353
土地改良区役員の住所の変更の届出.....	( " ) ...	353
建設業者の許可の取消し.....	(南予地方局管理課) ...	353
道路の区域変更(県道宇和明浜線).....	(南予地方局西予土木事務所) ...	354
道路の供用開始( " ).....	( " ) ...	354
落札者等の告示.....	(警察本部会計課) ...	354

### 人事委員会告示

平成26年職種別民間給与実態調査の実施.....	(人事委員会事務局) ...	355
--------------------------	----------------	-----

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## 告 示

### ○愛媛県告示第552号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「法」という。)第29条第1項の規定により指定しようとする特別保護地区は、次のとおりである。

なお、法第29条第4項において準用する法第28条第4項に規定する事項は、愛媛県民環境部環境局自然保護課及び東予地方局産業経済部森林林業課四国中央森林林業振興班において告示の日から起算して14日を経過する日までの間公衆の縦覧に供する。

平成26年4月30日

愛媛県知事 中村時広

#### 1 指定しようとする特別保護地区

- (1) 名称  
三島嶺南鳥獣保護区特別保護地区
- (2) 区域

四国中央市金砂町柳瀬の柳瀬ダムえん堤西端を起点とし、ここから金砂湖の常時満水位の貯水線南岸に沿ってほぼ南西に進み、奥谷橋を經由し、更に、同岸をほぼ南西に進み、小川橋を經由し、更に、同岸をほぼ南西に進み、平野橋南端に至り、同橋を渡り、金砂湖北岸に出て、ここから同岸に沿ってほぼ北東に進み、同えん堤東端に至り、同えん堤を渡り、起点に至る線に囲まれた区域

- (3) 存続期間  
平成26年11月1日から平成36年10月31日まで
- (4) 保護に関する指針の案

鳥獣の保護及び鳥獣の生息地の保護を図る。

定期的な巡視の実施により、区域内の落葉広葉樹林などの鳥獣の生息環境を適切に保持し、鳥獣の安定的な生息に悪影響を及ぼすことのないよう留意する。

#### 2 意見書の提出等

##### (1) 意見書の提出

指定しようとする区域の住民及び利害関係人は、告示の日から起算して14日を経過する日までの間に、知事に当該特別保護地区の保護に関する指針の案についての意見書を提出することができる。

##### (2) 意見書の提出先

愛媛県民環境部環境局自然保護課

東予地方局産業経済部森林林業課四国中央森林林業振興班

### ○愛媛県告示第553号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「法」という。)第29条第1項の規定により指定しようとする特別保護地区は、次のとおりである。

なお、法第29条第4項において準用する法第28条第4項に規定する事項は、愛媛県民環境部環境局自然保護課及び中予地方局産業経済部森林林業課において告示の日から起算して14日を経過する日までの間公衆の縦覧に供する。

平成26年4月30日

愛媛県知事 中村時広

#### 1 指定しようとする特別保護地区

- (1) 名称

佐礼谷鳥獣保護区特別保護地区

(2) 区域

伊予市中山町佐礼谷の仁生川橋西端を起点とし、ここから県道広田双海線を南西ないしほぼ西に進み、犬寄部落に至る。ここから通称赤海山の稜線を北東に進み、市道赤海線と県道中山伊予線との交点に至り、ここから同県道を南ないし南西に進み、県道広田双海線との交点に至り、ここから同県道を南に進み、起点に至る線に囲まれた区域

(3) 存続期間

平成26年11月1日から平成36年10月31日まで

(4) 保護に関する指針の案

佐礼谷鳥獣保護区のうち、北部の特に良好な鳥獣の生息環境となっている区域について、特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥類の生息環境を保全する。

また、定期的に巡視を実施し、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意するとともに、自然とのふれあいの場、環境教育の場として活用を図る。

2 意見書の提出等

(1) 意見書の提出

指定しようとする区域の住民及び利害関係人は、告示の日から起算して14日を経過する日までの間に、知事に当該特別保護地区の保護に関する指針の案についての意見書を提出することができる。

(2) 意見書の提出先

愛媛県民環境部環境局自然保護課  
中予地方局産業経済部森林林業課

○愛媛県告示第554号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第4項において準用する同法第28条第6項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催する。

平成26年 4月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 日時 平成26年 6月 3日（火）午前10時30分

2 場所 四国中央市金砂平野山232

四国中央市役所嶺南公民館 2階大会議室

3 案件 次の特別保護地区の指定

(1) 名称 三島嶺南鳥獣保護区特別保護地区

(2) 区域 四国中央市金砂町柳瀬の柳瀬ダムえん堤西端を起点とし、ここから金砂湖の常時満水位の貯水線南岸に沿ってほぼ南西に進み、奥谷橋を經由し、更に、同岸をほぼ南西に進み、小川橋を經由し、更に、同岸をほぼ南西に進み、平野橋南端に至り、同橋を渡り、金砂湖北岸に出て、ここから同岸に沿ってほぼ北東に進み、同えん堤東端に至り、同えん堤を渡り、起点に至る線に囲まれた区域

(3) 存続期間 平成26年11月1日から

平成36年10月31日まで

4 その他 公聴会開催に関する問合せ先は、次のとおり。

東予地方局産業経済部森林林業課四国中央森林林業振興班

（電話 0896 - 23 - 2393）

○愛媛県告示第555号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第4項において準用する同法第28条第6項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催する。

平成26年 4月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 日時 平成26年 5月22日（木）午後 1時30分

2 場所 伊予市市場127 - 1

伊予市農業振興センター第2会議室

3 案件 次の特別保護地区の指定

(1) 名称 佐礼谷鳥獣保護区特別保護地区

(2) 区域 伊予市中山町佐礼谷の仁生川橋西端を起点とし、ここから県道広田双海線を南西ないしほぼ西に進み、犬寄部落に至る。ここから通称赤海山の稜線を北東に進み、市道赤海線と県道中山伊予線との交点に至り、ここから同県道を南ないし南西に進み、県道広田双海線との交点に至り、ここから同県道を南に進み、起点に至る線に囲まれた区域

(3) 存続期間 平成26年11月1日から

平成36年10月31日まで

4 その他 公聴会開催に関する問合せ先は、次のとおり。

中予地方局産業経済部森林林業課

（電話 089 - 909 - 8767）

○愛媛県告示第556号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院である。

平成26年 4月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
西条市民病院	西条市小松町妙口甲1521番地	医療法人北辰会	平成29年4月24日まで

○愛媛県告示第557号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、次のとおり大規模小売店舗内の店舗面積の合計を基準面積以下とする旨の届出があった。

平成26年 4月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	大規模小売店舗内の店舗面積の合計が基準面積以下となる日
エディオン松山本店	松山市宮田町188 - 1	平成26年 4月20日

○愛媛県告示第558号

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第9項の規定に基づき、松山港港湾計画の変更の概要を次のとおり告示する。

平成26年 4月30日

松山港港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 中 村 時 広

1 港湾計画の変更の概要

港湾計画の変更の概要（平成5年8月愛媛県告示第1071号）によりその概要を告示した松山港港湾計画について変更した事項は、次のとおりである。

外郭施設計画

防波堤

地区名	名 称	延長（メートル）
吉田浜	吉田北防波堤	80

2 港湾計画の縦覧の場所

松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県土木部河川港湾局港湾海岸課

○愛媛県告示第559号

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第9項の規定に基づき、東予港港湾計画の変更の概要を次のとおり告示する。

平成26年4月30日

東予港港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 中 村 時 広

1 港湾計画の変更の概要

東予港港湾計画の変更の概要（平成17年5月愛媛県告示第1028号）によりその概要を告示した東予港港湾計画について変更した事項は、次のとおりである。

(1) 水域施設計画

ア 航路

既設の港湾施設を変更する事項

地区名	名 称	水深（メートル）	幅員（メートル）
中 央	中央航路	7.5	190

既定計画を削除する事項

地区名	名 称	水深（メートル）	幅員（メートル）
中 央 壬 生 川	中央・壬生川航路	7.5	170

イ 泊地

追加する事項

地区名	水深（メートル）	面積（ヘクタール）
中 央	7.5	13
	5.0	1

既定計画を削除する事項

地区名	水深（メートル）	面積（ヘクタール）
壬 生 川	7.5	14

(2) 外郭施設計画

防波堤

既定計画を削除する事項

地区名	名 称	延長（メートル）
壬 生 川	壬生川防波堤（東-2）	830

(3) 係留施設計画

岸壁

既定計画を変更する事項

地区名	公共用又は専用の別	水深（メートル）	バース数又は延長	用 途
中 央	公共用	5.0	1バース	一般船用
		7.5	1バース	一般船用及びフェリー船用

既設の港湾施設を廃止する事項

地区名	公共用又は専用の別	水深（メートル）	バース数又は延長	用 途
中 央	公共用	5.0	2バース	一般船用

(4) 臨港交通施設計画

道路

既設の港湾施設を変更する事項

名 称	起 点	終 点	車線数
臨 港 道 路 中 央 港 線	新中央岸壁	県 道 壬生川港小松線	2

既定計画を削除する事項

名 称	起 点	終 点	車線数
臨 港 道 路 壬生川ふ頭線	壬生川ふ頭	臨港道路北条線	2

(5) 港湾環境整備施設計画

緑地

既定計画を変更する事項

地区名	面積（ヘクタール）
中 央	3

(6) 土地利用計画

既定計画を変更する事項

地区名	面積（ヘクタール）	用 途
中 央	3（ 3 ）	ふ頭用地
	4（ 4 ）	港湾関連用地
	149（149）	工業用地
	2（ 2 ）	交通機能用地
壬 生 川	3（ 3 ）	緑地
	7（ 7 ）	ふ頭用地
	3（ 3 ）	港湾関連用地
	183（183）	工業用地
	5（ 5 ）	交通機能用地
	1（ 1 ）	緑地

注（ ）の数値は、内数で、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する土地利用計画を示す。

(7) その他の計画

ア 大規模地震対策施設計画

既定計画を変更する事項

地区名	名 称	数 量
	岸壁（水深7.5メートル）	1バース

中 央	緑地	3ヘクタール
	臨港道路中央港線	2車線

イ 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設

既定計画を変更する事項

地区名	名 称	数 量
中 央	岸壁（水深7.5メートル）	1バース

既設の港湾施設を変更する事項

地区名	名 称	数 量
中 央	航路（水深7.5メートル）	幅員190メートル
	臨港道路中央港線	2車線

追加する事項

地区名	名 称	数 量
中 央	泊地（水深7.5メートル）	13ヘクタール

2 港湾計画の縦覧の場所

松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県土木部河川港湾局港湾海岸課

○愛媛県告示第560号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市西長戸町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成26年 4月30日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	池 田 直 俊	松山市西長戸町817番地
"	森 田 久 典	松山市西長戸町820番地
"	松 岡 英 樹	松山市西長戸町718番地
"	西 岡 良 一	松山市船ヶ谷町4番地1
"	井手内 正 史	松山市西長戸町110番地1
"	渡 部 富 博	松山市西長戸町951番地2
"	三 宗 清 司	松山市西長戸町乙1002番地4
"	田 所 東 洋 志	松山市西長戸町878番地
"	森 田 利 博	松山市船ヶ谷町95番地
監 事	田 所 章 二	松山市西長戸町330番地
"	夏 井 正 寛	松山市西長戸町837番地1

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	田 所 道	松山市西長戸町乙1021番地
"	池 田 直 俊	松山市西長戸町817番地
"	井手内 正 史	松山市西長戸町110番地1
"	田 所 章 二	松山市西長戸町300番地
"	松 岡 英 樹	松山市西長戸町718番地
"	森 田 勇 治	松山市西長戸町489番地1

"	夏 井 正 寛	松山市西長戸町837番地1
"	西 岡 良 一	松山市船ヶ谷町4番地1
"	森 田 寿 雄	松山市船ヶ谷町210番地
監 事	渡 部 澄 雄	松山市西長戸町310番地
"	森 田 正 泰	松山市西長戸町865番地

○愛媛県告示第561号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市市坪土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成26年 4月30日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	本 田 省 二	松山市市坪南二丁目8番1号
"	本 田 敏 郎	松山市市坪南二丁目12番1号
"	本 田 孝 志	松山市市坪南二丁目15番29号
"	池 内 功	松山市市坪南二丁目2番3号
"	本 田 博 子	松山市市坪北二丁目6番18号
"	本 田 重 徳	松山市市坪南一丁目4番7号
"	本 田 昌 生	松山市市坪南一丁目5番20号
監 事	本 田 英 志 郎	松山市市坪南二丁目11番10号
"	渡 部 昭 三	松山市市坪北二丁目5番29号

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	本 田 省 二	松山市市坪南二丁目8番1号
"	本 田 敏 郎	松山市市坪南二丁目12番1号
"	本 田 孝 志	松山市市坪南二丁目15番29号
"	池 内 功	松山市市坪南二丁目2番3号
"	今 村 光 義	松山市市坪北二丁目11番3号
"	本 田 重 徳	松山市市坪南一丁目4番7号
"	池 内 清	松山市市坪南二丁目6番19号
監 事	本 田 英 志 郎	松山市市坪南二丁目11番10号
"	渡 部 昭 三	松山市市坪北二丁目5番29号

○愛媛県告示第562号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市吉藤土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成26年 4月30日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	野 本 幸 忠	松山市吉藤五丁目1564番地
"	白 石 文 雄	松山市吉藤五丁目1274番地
"	藤 野 進	松山市吉藤五丁目15番1号
"	白 石 信 昭	松山市吉藤五丁目1233番地
"	能 田 光 春	松山市吉藤五丁目1129番地

"	藤原克行	松山市吉藤五丁目18番24号
"	吉川宗徳	松山市吉藤二丁目13番6号
"	白石忠雄	松山市吉藤五丁目1234番地
"	能田雅雄	松山市吉藤五丁目1124番地2
"	石橋靖得	松山市吉藤五丁目1088番地
"	玉井俊郎	松山市吉藤五丁目4番7号
"	藤原竹雄	松山市吉藤五丁目10番48号
"	玉井義一	松山市吉藤五丁目8番10号
"	森 禎郎	松山市吉藤五丁目10番26号
"	野本恭志	松山市吉藤五丁目20番46号
"	野本浅一	松山市吉藤五丁目18番28号
"	門屋 誠	松山市吉藤一丁目3番16号
"	門屋昭弘	松山市吉藤二丁目19番19号
"	吉川庄一	松山市吉藤二丁目5番24号
"	野本時生	松山市吉藤五丁目1571番地
監事	光峰利武	松山市吉藤五丁目9番2号
"	光峰早教	松山市吉藤一丁目4番6号
"	松岡徳征	松山市吉藤五丁目1222番地1

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理事	松岡徳征	松山市吉藤五丁目1222番地1
"	能田和男	松山市吉藤五丁目1159番地4
"	藤原英助	松山市吉藤五丁目9番35号
"	白石修一	松山市吉藤五丁目4番8号
"	門屋 勤	松山市吉藤一丁目3番17号
"	白石正彦	松山市吉藤四丁目5番59号
"	光峰英臣	松山市吉藤一丁目3番5号
"	白石文雄	松山市吉藤五丁目1274番地
"	能田光春	松山市吉藤五丁目1129番地
"	田房洋人	松山市吉藤五丁目10番30号
"	野本幸忠	松山市吉藤五丁目1564番地
"	野本 貢	松山市吉藤五丁目22番6号
"	光峰早教	松山市吉藤一丁目4番6号
"	野本幸廣	松山市吉藤五丁目9番4号
"	藤野 進	松山市吉藤五丁目15番1号
"	野本武春	松山市吉藤五丁目1640番地
"	玉井伊織	松山市吉藤五丁目10番10号
"	大北数義	松山市吉藤二丁目15番10号
"	吉川庄一	松山市吉藤二丁目5番24号
"	野本恭志	松山市吉藤五丁目20番46号
監事	光峰利武	松山市吉藤五丁目9番2号
"	能田清志	松山市吉藤五丁目1131番地2
"	二神政志	松山市吉藤五丁目11番1号

○愛媛県告示第563号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市居相土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成26年4月30日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
監 事	堀 川 満 幸	松山市居相五丁目5番15号

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
監 事	玉 井 良 昭	松山市居相二丁目1番1号

○愛媛県告示第564号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、東温市揚畑田土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成26年4月30日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	江 戸 秀 行	東温市北方1795番地
"	加 藤 克 己	東温市松瀬川82番地
"	佐 伯 浩	東温市北方1675番地
"	花 山 力 一	東温市北方1803番地
"	秋 山 靖	東温市北方1692番地
監 事	伊 賀 崇 熙	東温市北方1744番地
"	藤 井 昇	東温市北方1814番地6

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	江 戸 秀 行	東温市北方1795番地
"	加 藤 克 己	東温市松瀬川82番地
"	佐 伯 浩	東温市北方1675番地
"	花 山 力 一	東温市北方1803番地
"	秋 山 靖	東温市北方1692番地
監 事	伊 賀 崇 熙	東温市北方1744番地
"	藤 井 昇	東温市北方1814番地6

○愛媛県告示第565号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、東温市南方土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成26年4月30日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	岡 部 洋 夫	東温市南方1564番地3
"	高 須 賀 春 義	東温市南方1472番地
"	黒 川 盛 昭	東温市南方1512番地
"	高 木 安 雄	東温市南方733番地2

"	戸 田 敏 治	東温市南方36番地 4
"	高 市 伸 夫	東温市北方2289番地 3
"	田 中 光 躬	東温市南方577番地
"	洪 谷 忠 良	東温市南方248番地 3
"	菅 久	東温市南方312番地
"	宮 本 利 則	東温市南方2103番地
"	渡 部 東 吾	東温市南方2482番地
"	菅 野 好 昭	東温市南方2524番地 5
"	渡 部 強	東温市南方2150番地
"	田井野 弘 一	東温市志津川乙 1 番地 2
"	大 西 幸 藏	東温市南方1444番地 1
"	菅 野 隆 弘	東温市南方1741番地
"	細 川 義 文	東温市南方2400番地
"	菅 久 吉	東温市南方2628番地 3
"	中 村 睦 雄	東温市南方2683番地 1
"	菅 野 矩 男	東温市南方1248番地
監 事	戸 田 道 尚	東温市南方315番地
"	菅 豊 幸	東温市南方2730番地

"	菅 野 好 昭	東温市南方2524番地 5
"	石 川 五 百 里	東温市南方2631番地 1
"	藤 原 久 則	東温市南方2747番地 1
"	松 本 良 彰	東温市南方1729番地
"	渡 部 強	東温市南方2150番地
"	田井野 弘 一	東温市志津川乙 1 番地 2
"	桑 原 誠 二	東温市南方1241番地 1
監 事	渡 部 憲 幸	東温市南方1759番地 7
"	大 西 幸 藏	東温市南方1444番地 1

○愛媛県告示第566号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市安城寺町土地改良区から次のとおり役員が氏名を変更した旨の届出があった。

平成26年 4月30日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

役員の種類	氏 名	
	変 更 前	変 更 後
監 事	瀧 本 久 志	滝 本 久 志

○愛媛県告示第567号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市古川土地改良区から次のとおり役員が住所を変更した旨の届出があった。

平成26年 4月30日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

役員の種類	氏 名	住 所	
		変 更 前	変 更 後
理 事	有 光 晃	松山市古川南二丁目 8 番21号	松山市古川南二丁目13 番21号

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	岡 部 洋 夫	東温市南方1564番地 3
"	黒 川 一 豊	東温市南方1377番地 3
"	高須賀 春 義	東温市南方1472番地
"	黒 川 盛 昭	東温市南方1512番地
"	高 木 安 雄	東温市南方733番地 2
"	戸 田 敏 治	東温市南方36番地 4
"	高 市 伸 夫	東温市北方2289番地 3
"	田 中 光 躬	東温市南方577番地
"	洪 谷 忠 良	東温市南方248番地 3
"	菅 久	東温市南方312番地
"	宮 本 利 則	東温市南方2103番地
"	細 川 頼 男	東温市南方2005番地 3
"	渡 部 東 吾	東温市南方2482番地

○愛媛県告示第568号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第 1 項第 4 号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成26年 4月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取消しの原因となった事実
( 般 - 20 ) 第16446号	平成21年 3月 4 日	二神海事（株）	二神 孝	大洲市長浜町黒田甲617番地の10	平成26年 3月 3 日	土工事業 とび・土工事業 石工事業	建設業の廃止
( 般 - 22 ) 第3342号	平成23年 6月25日	合名会社 宮崎建設	宮崎 幸子	北宇和郡松野町大字豊岡271	平成26年 3月18日	土工事業	建設業の廃止
( 般 - 23 ) 第14861号	平成23年 11月16日	谷口住建（有）	谷口 福好	大洲市新谷甲1900番地	平成26年 3月19日	建築工事業	建設業の廃止
( 般 - 24 ) 第6841号	平成24年 7月27日	( 株 ) 小関電工	小関 久志	宇和島市保田甲287	平成26年 3月19日	管工事業	建設業の廃止（一部）
( 般 - 22 ) 第11972号	平成22年 7月 9 日	南部工業（有）	竹林多美子	大洲市平野町野田1715番地 6	平成26年 3月27日	水道施設工事業	建設業の廃止（一部）

○愛媛県告示第569号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年 4月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	宇和明浜線	西予市明浜町俵津3番耕地1030番1地先から 同町俵津3番耕地1018番1地先まで	旧	メートル 7.0~18.8	キロメートル 0.137	
			新	7.0~18.8	0.137	
				27.6~88.0	0.146	
県 道	宇和明浜線	西予市明浜町俵津2番耕地1327番4地先から 同町俵津3番耕地937番地先まで	旧	8.0~12.4	0.184	
		西予市明浜町俵津2番耕地1327番4から 同町俵津3番耕地937番地先まで	新	11.0~49.6	0.184	
県 道	宇和明浜線	西予市明浜町俵津3番耕地937番地先から 同町俵津2番耕地1313番2地先まで	旧	5.8~12.0	0.448	
		西予市明浜町俵津3番耕地937番地先から 同町俵津2番耕地1313番2まで	新	16.0~94.4	0.420	

○愛媛県告示第570号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
 その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年 4月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	宇和明浜線	西予市明浜町俵津3番耕地1030番1地先から 同町俵津3番耕地1018番1地先まで	平成26年 4月30日
県 道	宇和明浜線	西予市明浜町俵津2番耕地1327番4から 同町俵津3番耕地937番地先まで	平成26年 4月30日
県 道	宇和明浜線	西予市明浜町俵津3番耕地937番地先から 同町俵津2番耕地1313番2まで	平成26年 4月30日

○愛媛県告示第571号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成26年 4月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

随意契約に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	随意契約の相手方を決定した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	契約の相手方を決定した手続き	随意契約にした理由
東芝製 I C 運転免許証作成用消耗品カード（新規、一般、優良）	愛媛県警察本部 警務部会計課  愛媛県松山市 南堀端町2番地2	平成26年 4月 1 日	株式会社東芝 四国支社 支社長 瀬田 肇 高松市寿町二丁目 2番7号	単価 143,856円	随意契約	契約の相手方のみ調達できる物品であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定を適用し随意契約とした。
東芝製 I C 運転免許証作成用消耗品インクリボン（イエロー、マゼンダ、シアン）				単価 27,345円		
東芝製 I C 運転免許証作成用消耗品インクリボン（クロ）				単価 14,364円		

東芝製 I C 運転免許証 作成用消耗品 免許証保護膜 U V C リボ ン
東芝製 I C 運転免許証 作成用消耗品 免許証ラミネートオーバ ーコートリボン

単価  
32,724円

単価  
13,975円

### 人事委員会告示

#### ○愛媛県人事委員会告示第3号

平成26年職種別民間給与実態調査を次のとおり実施するので、愛媛県統計調査条例（平成20年愛媛県条例第68号）第3条第2項の規定により告示する。

平成26年 4月30日

愛媛県人事委員会

委員長 宇都宮 嘉 忠

#### 1 調査の目的

地方公務員の給与を民間の従業員の給与と比較検討するための基礎資料の作成

#### 2 調査対象の範囲

県内の企業規模50人以上かつ事業所規模50以上の事業所

#### 3 報告を求める事項

- (1) 事業所に関する事。
- (2) 給与制度に関する事。
- (3) 従業員の給与に関する事。
- (4) 採用に関する事。
- (5) その他勤務条件に関する事。

#### 4 報告を求める事項の基準となる期日

平成26年 4月分の最終給与締切日

#### 5 報告を求める者

2に該当する事業所のうち無作為に抽出されたもの

#### 6 報告を求めために用いる方法

実地調査

#### 7 報告を求める期間

平成26年 5月 1日（木）から同年 6月18日（水）まで